

半田市人にやさしいまちづくり推進協議会設置要綱

(設 置)

第1条 本格的な高齢社会の到来に備え、高齢者や障がい者をはじめ市民のすべてが住みよく、行動しやすい環境の整備及び改善を効果的に推進するため、人にやさしいまちづくり推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市が策定する人にやさしいまちづくり推進基本計画の内容について、よりよい計画が策定できるよう、意見を具申する。

(組 織)

第3条 協議会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民の代表者
- (3) 諸団体及び事業者の代表者
- (4) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は1年とし、ただし再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を統括し、協議会を主宰する。

3 副会長は、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(関係者の出席)

第5条 協議会は、必要に応じて関係職員、関係団体等の出席を求め意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 協議会の庶務は、事務局において処理し、事務局は、建設部建築課に置く。

(委 任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。